

(事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月18日

1 契約の名称及び概要

(1)名称 令和3年度「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会だより」の製作・配送業務

(2)概要 「県民だより奈良」及び「奈良県議会だより」の音声版(デージー及び音楽CD)を製作し、視覚障害者等向けに「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会だより」として配送する。

※詳細は別添仕様書のとおり。

2 見積書を提出する者に必要な条件

次に掲げるいずれにも該当すること。

(1)地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者であり、かつ、県内にその施設が所在している者であること。

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

ただし、定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。)に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者(以下「共同受注窓口」という。)については、県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に本業務のあっせん又は仲介を行うものに限る。

(2)会社更生法(昭和28年法律第172号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律225

号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

(3)次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。

- ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である。
- ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑥ 本県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。))に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した。
- ⑦ 下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除く。))において、本県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかった。
- ⑧ 本県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかった。

(4)過去5年の間に国、地方公共団体又は民間企業等から録音図書作成に係る業務を受託し、誠実に履行していること。

3 契約の相手方の決定方法

(1)2に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内で最低額を提示した者を契約の相手方とします。

(2)予定価格の範囲内で最低額を2者以上が提示した場合、令和3年4月9日(金)に、くじにより契約の

相手方を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合は、入札執行の例により相手方を決定します。

(4)(3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 5に示す場所(持参又は郵送による)

(2) 提出期限 令和3年4月8日(木)午後5時(必着)

(3) その他

① 見積書に記載する金額は、別添仕様書において示すデジ版及び音楽CD版(毎月デジ版:115部 音楽CD版:25部)の製作・配送に係る経費の年間総額としてください。ただし実際の契約は、それぞれの部数が月ごとに変動する単価契約となります。

② 見積書の提出と同時に、2に該当することを示す参加資格証明書(様式1)を提出してください。参加資格証明書(様式1)には、2の(1)を証明する書類及び、2の(4)を証明する書類(契約書の写し又は契約の相手方による契約証明書)を添付してください。なお、共同受注窓口については、本業務のあっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容が分かる書類及び、共同受注窓口としての2の(4)を証明する書類と、本業務のあっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等に係る2の(4)を証明する書類を添付してください。

③ 次の場合には当該見積書が無効となります。

ア 2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県総務部知事公室広報広聴課広報紙係

住所:〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎

電話:0742-27-8326(ダイヤルイン)

FAX:0742-22-6904

6 契約の解除等について

(1)決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等が暴力団員あるとき。
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2)契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、本県に対して損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和 3 年度「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会だより」 の製作・配送業務仕様書

1. 業務内容

奈良県広報誌「県民だより奈良」及び「奈良県議会だより」について、毎月その音声版(デージー版及び音楽 CD 版)を製作し、視覚障害者等向けに「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会だより」として配送する。

(1)録音内容

「県民だより奈良」及び「奈良県議会だより」の内容を全て録音する。

(2)録音時間

- ・240 分程度(「奈良県議会だより」を含む)
- ・210 分程度

(3)留意事項

- ◆ コーナーごとに合図を入れるなど、聴きやすく、わかりやすいものにすること。
- ◆ デージー版は、デジタル録音図書の国際標準規格(DAISY)に準拠すること。

2. 製作回数

年 12 回(令和 3 年 5 月号から令和 4 年 4 月号まで)

3. 製作部数

別途、県が毎月指定する部数

(毎月 デージー版:115 部、音楽 CD 版:25 部を予定)

4. 原稿の支給方法

テキストデータ(発行月の前月中旬に支給)

5. 納入方法

- 納入先は毎月、県がデータにより提供するので、受注者により宛名等を記載して送付すること。
- 納入にあたっては、受注者(名称及び電話番号)と、発行元(名称及び電話番号)を記載すること。

6. 納入期限

毎回発行月の3日(3日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日)までに納入すること。ただし、令和4年4月号については、令和4年3月31日までに納入すること。

7. 納入場所

毎月県が指定する(140カ所を予定)。

8. 報告

毎月の業務完了後、速やかに県へ業務完了報告書を提出すること。

9. 注意事項

- (1)故意・過失を問わず、成果物に不良品があった場合は、受託者の費用負担により対応すること。
- (2)本業務を処理するために知り得た個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3)本業務を受注しようとする者は、別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (4)この仕様書に定めのない事項については、別途県と協議すること。

10. 発注課

奈良県総務部知事公室 広報広聴課 広報紙係
(TEL0742-27-8326)

令和 3 年度「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会
だより」の製作・配送業務

参加資格証明書

奈良県知事 殿

商号又は名称 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 印

T E L _____

F A X _____

令和 3 年度「声の県民だより奈良」及び「声の奈良県議会
だより」の製作・配送業務の事前公表 2 に記載された、
全ての条件に該当することを誓約します。

また、2 の（１）及び（４）に記載された条件を証明す
る書類を添付のとおり提出します。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。